

教職員は忙しい中で対応しなければならないので、視覚的に理解しやすいものが求められていた。これらの要望については、可能な限り工夫することとしたが、予算的な制約や図表化しにくい内容が多いこともあり、一定の範囲で対応することとした。

2) 精神保健に関連した教育行政の現状

精神保健に関連した教育行政は、文部科学省においては、主に不登校関連領域、特別支援教育関連領域、学校保健関連領域の3領域に分かれて実施されていて、都道府県市町村においても、ほぼ同じであった。さらに、私学教育と、青少年健全育成は別の部局で実施されていた。

したがって、精神保健福祉関係機関と学校との連携を考えるとき、一般的には、養護教諭との連携が中心になることが多いかもしれないが、より円滑な連携を目指すのであれば、その内容に応じてより的確な部局、担当課や教職員と連携していくことが大切である。今後は、精神保健福祉関係機関においても、教育行政の現状を踏まえつつ、連携の進め方を調整することで、よりスムーズな連携が図れるものと考えられる。

また、私学教育や青少年健全育成に関しては、所管部局が異なるため、必要に応じて、これらの部局とも連携を図ることも重要である。

3) 学校保健行政の現状

学校保健行政がどのような法的枠組みの中で実施されているかを知ることは、より円滑な連携を考える上で重要なことである。本研究の結果、学校保健行政の法的基盤、文部科学省スポーツ・青少年局の役割、教

育審議会（旧保健体育審議会）答申などが明らかになり、学校保健行政の概要を知ることができた。さらに、学校保健の領域・内容から学校保健には保健教育、学校環境の管理など様々な領域があり、健康相談は健康管理>対人管理>心身の管理とされていることが明らかとなり、一例としての校務分掌を知ることができた。

また、学校保健関係教職員には、校長をはじめ、保健主事、養護教諭、保健体育担当教諭、担任、栄養職員などがあり、内容に応じて、連携の枠組みを検討していくことが重要と思われる。

以上述べたことから、改訂後の「手引き」を活用することで、子どものこころの健康の発達や精神疾患への理解が深まり、学校と相談機関・医療機関とのより緊密な連携が図られることにより、児童・生徒のこころの健康支援に大きく寄与するものと考える。その際、精神保健に関連する教育行政や学校保健行政の枠組みや流れを把握しておくことで、より円滑な連携が図れるものと考える。

E. 結語

教育現場における子どものこころの健康や精神疾患に対する理解が深まるとともに、精神保健福祉関係機関において、精神保健に関連する教育行政や学校保健行政の枠組みを理解することで、より円滑な連携が行われ、児童・生徒のこころの健康支援に寄与するとともに、将来を担う子どもたちの精神障害に対する正しい知識の獲得に結びつくものと考えた。

謝辞：本研究に、ご協力いただいた、関係教職員の皆様にこの場を借りて厚く御礼

申し上げます。

F. 参考文献

- 1) 小枝達也編著：ADHD, LD, HFPDD, 軽度 MR 児保健指導マニュアル, 診断と治療社, 東京, 2003.
- 2) 京都府医師会学校保健委員会：学校における健康教育のあり方（学校保健委員会答申）, 京都府医師会, 京都, 2004.
- 3) マーク・セリコウイツツ：ADHD の子どもたち, 金剛出版, 東京, 2001.
- 4) 文部科学省編：文部科学白書（平成 14 年度）, 国立印刷局, 東京, 2004.
- 5) 文部科学省編：思春期の子どもと向き

合うために, ぎょうせい, 東京, 2003.

6) 内閣府編：青少年白書（平成 15 年版）, 国立印刷局, 東京, 2003.

7) 山崎晃資他編著：現代児童青年精神医学, 永井書店, 東京, 2002.

G. 研究発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

資料 1

2003年4月11日

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

今後の不登校への対応の在り方について（報告） —目次—

第1章 はじめに一本協力者会議の基本姿勢

- 1 不登校の現状に関する認識
- 2 正しい理解に基づく確実な取組の必要性
- 3 不登校の要因・背景の多様化と教育の果たす役割
- 4 本協力者会議の審議経過と報告のねらい

第2章 不登校の現状

- 1 不登校の定義や現状
 - (1) 不登校の定義や不登校児童生徒数の推移等
 - (2) 不登校となった直接のきっかけ
 - (3) 不登校状態が継続している理由（不登校の態様・タイプ）
 - (4) 不登校児童生徒への指導の結果
 - (5) 進路の状況等
- 2 不登校の要因・背景の多様化・複雑化
 - (1) 不登校の背景と一般的な社会の傾向等
 - (2) 不登校との関連で新たに指摘されている課題
 - (3) 不登校の要因・背景の特定の難しさ
 - (4) 多様な要因・背景と適切な対応策
- 3 不登校の実態把握の在り方
 - (1) 適切な実態把握の必要性と調査の在り方
 - (2) 実態把握と対応の在り方との関係
- 4 高等学校における長期欠席の課題への認識
- 5 「ひきこもり」問題との関連

第3章 不登校に対する基本的な考え方

- 1 将来の社会的自立に向けた支援の視点
- 2 連携ネットワークによる支援

- 3 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割
- 4 働きかけることや関わりを持つことの重要性
- 5 保護者の役割と家庭への支援

第4章 学校の取組

- 1 魅力あるよりよい学校づくりのための一般的な取組
 - (1) 新学習指導要領のねらいの実現
 - (2) 開かれた学校づくり
 - (3) きめ細かい教科指導の実施
 - (4) 学ぶ意欲を育む指導の充実
 - (5) 安心して通うことができる学校の実現
 - (6) 児童生徒の発達段階に応じたきめ細かい配慮
- 2 きめ細かく柔軟な個別・具体的な取組
 - (1) 校内の指導体制及び教職員等の役割
 - (2) 情報共有のための個別指導記録の作成
 - (3) 家庭への訪問等を通じた児童生徒や家庭への適切な働きかけ
 - (4) 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫
 - (5) 児童生徒の再登校に当たっての受入体制
 - (6) 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の措置
- 3 不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程の試み

第5章 関係機関との連携による取組

- 1 入所・通所型の施設の取組
 - (1) 適応指導教室の整備充実
 - (2) 社会教育施設の体験活動プログラムの積極的な活用
 - (3) 公的機関と民間施設やNPO等との積極的な連携
- 2 訪問型の支援の取組
 - (1) 公的な機関等による訪問型の支援の推進
 - (2) 訪問型の支援の実施に当たっての配慮
- 3 ITの活用

第6章 中学校卒業後の課題

- 1 高等学校に関する取組

第7章 教育委員会に求められる役割

- 1 不登校や長期欠席の早期の把握と対応
- 2 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備
 - (1) 教員の資質向上
 - (2) きめ細かな指導のための適切な人的措置
 - (3) 保健室や相談室等の整備
- 3 学校における指導等への支援
 - (1) モデル的な個別指導記録の作成
 - (2) 転校のための柔軟な措置
- 4 適切な対応の見極め（「アセスメント」）及びそのための支援体制づくり
- 5 学校外の公的機関等の整備充実
 - (1) 適応指導教室の整備充実やそのための指針づくり
 - (2) 教育センターや教育研究所等における教育相談機能の充実
- 6 訪問型支援など保護者への支援の充実
- 7 官民の連携ネットワークの整備の推進
 - (1) 他部局との連携協力のためのコーディネート
 - (2) 関係機関のネットワークづくりと不登校対策の中核的機能の整備充実
 - (3) 民間施設等との連携協力のための情報収集・提供等

第8章 国に求められる役割

- 1 不登校の実態把握のための概念整理や調査の在り方の検討
- 2 不登校への対応に関する全国の情報収集・情報提供
- 3 関係省庁との連携協力
- 4 不登校施策の改善へ向けた不断の取組

別添

1. 適応指導教室整備指針（試案）
2. 不登校に対する連携モデル（試案）
3. 民間施設についてのガイドライン（試案）

参考資料

資料

1. 不登校問題に関する調査研究について
2. 不登校問題に関する調査研究協力者会議の審議経過
3. 今後の不登校への対応の在り方について（報告骨子）

参考資料

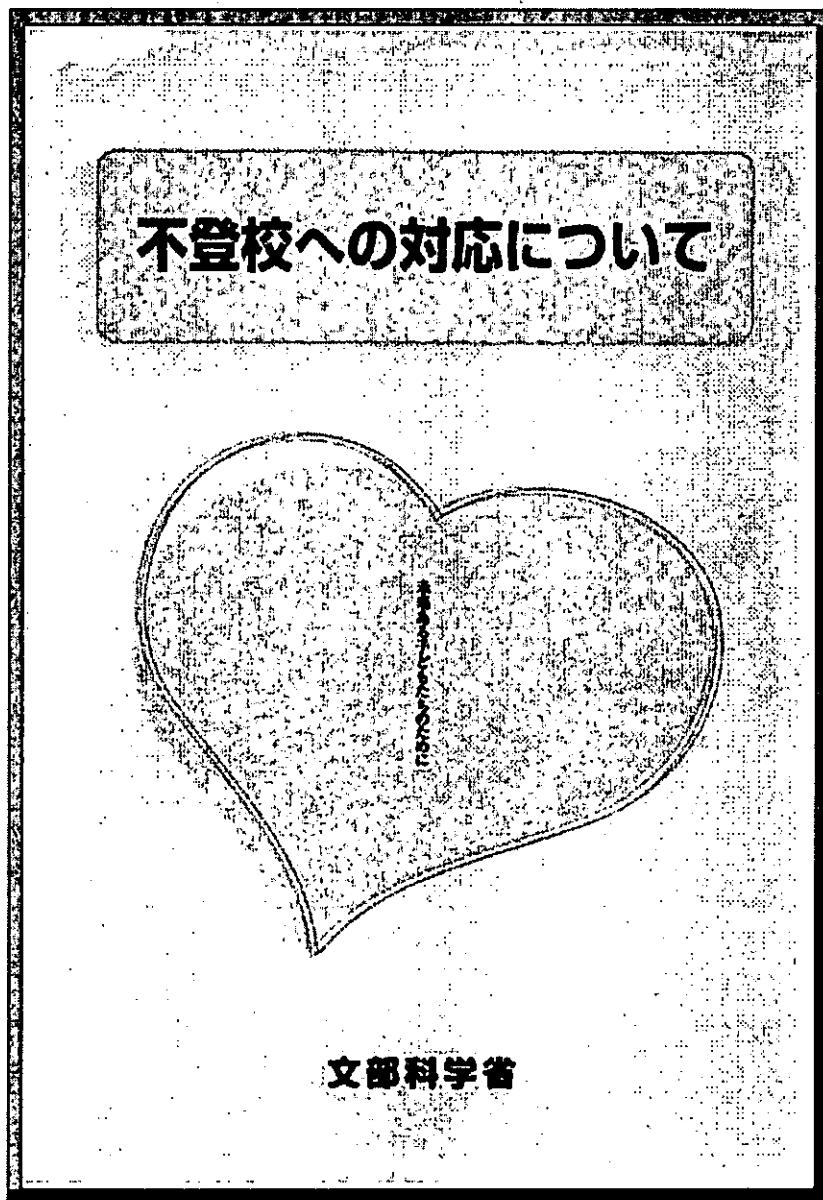
資料

1. 不登校問題に関する調査研究について
2. 不登校問題に関する調査研究協力者会議の審議経過
3. 今後の不登校への対応の在り方について（報告骨子）

資料 2

不登校への対応について

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室



不登校児童生徒数は年々増加し、平成13年度の国公私立の小中学校の不登校児童生徒数が13万9千人と過去最高を更新するなど、憂慮すべき状況にあることから、文部科学省では、平成14年9月に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成15年3月に報告が取りまとめられたところです。

このパンフレットは、その報告の内容についてわかりやすくご紹介しています。

目次

- 不登校への対応にあたって（5つの視点） (PDF : 452KB)
- 不登校の現状に関する認識 (PDF : 144KB)
- 学校における取組 (PDF : 807KB)
 1. 不登校とならないための魅力ある学校づくり
 2. 不登校児童生徒に対するきめ細かく柔軟な対応
- 文部科学省の不登校に関する主な施策 (PDF : 160KB)
- Q & A (PDF : 143KB)

「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」

資料 3

2004年1月30日

初等中等教育局特別支援教育課

小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）の公表について

平成16年1月30日

小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）の公表について

1 策定の背景及び趣旨

平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、「小・中学校においてLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援を行うための総合的な体制を早急に確立することが必要」と提言された。

また、平成14年12月24日に閣議決定された「障害者基本計画」に基づき決定された「重点施策実施5か年計画」においては、「小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する」ことが提示された。

これらを受け、平成15年8月から本ガイドラインの策定に着手し検討を進め、このたび、試案としてとりまとめ公表することとした。

本ガイドライン（試案）は、各教育委員会や学校等において、小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援を行うための総合的な体制を整備する際に活用されることを目的として作成したものである。

2 内容構成

以下の5部で構成。

第1部 概論（導入）

第2部 教育行政担当者用（都道府県・市町村教育委員会等）

第3部 学校用（小・中学校）

○ 校長用

○ 特別支援教育コーディネーター用

○ 教員用

第4部 専門家用

- 巡回相談員用
- 専門家チーム用

第5部 保護者・本人用

- 保護者用
- 本人用

なお、内容については、各教育委員会や学校での活用の成果や課題等を検証しつつ、必要に応じて改善を加えていく予定であり、このため、試案という形で公表することとした。

3 本ガイドライン（試案）の配布

各都道府県・市町村教育委員会、各小・中学校、各盲・聾・養護学校、特殊教育センター、厚生労働省関係部局、各都道府県福祉・医療部局等へ配布する。

4 本ガイドラインについて御意見や御要望等について

本ガイドラインについて御意見や御要望等がございましたら、電子メールにより、下記宛てに御提出ください。

御意見、御要望等については今後のガイドラインの改善の参考とさせていただきます。なお、御意見、御要望等に対しては個別に回答いたしかねますので、その旨、ご了解ください。

本件担当： 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課振興係

メールアドレス：tokubetu@mext.go.jp

小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）

平成16年1月

文部科学省

はじめに

平成 15 年 3 月の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」においては、小・中学校において LD, ADHD, 高機能自閉症の児童生徒への教育的支援を行うための総合的な体制を早急に確立することが必要と提言されました。

また、平成 14 年 12 月 24 日に閣議決定された「障害者基本計画」の基本方針においては、「学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応する」ことが盛り込まれるとともに、それに基づき決定された「重点施策実施 5 か年計画」においては、「小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成 16 年度までに策定する」ことが示されました。

文部科学省では、これらを受けて、平成 15 年度から総合的な支援体制の整備を図るためのモデル事業を実施するとともに、平成 15 年 8 月から小・中学校における LD, ADHD, 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドラインの作成に着手し検討を重ね、このたび、ガイドライン（試案）としてとりまとめに至りました。

各都道府県や各市町村の教育委員会や特殊教育センター等の担当者、各小・中学校の校長・特別支援教育コーディネーター・教員、専門家チームの構成員や巡回相談員、保護者や本人におかれでは、これを参考として活用し、総合的な支援体制の整備に努めていただくことを期待します。

特に、関係各位におかれましては、特別支援教育への意識の転換、学校や地域における連携協力体制の構築、Plan-Do-See のプロセスを通じた支援の改善に、できるところから漸進的に取り組んでいただくことをお願いします。

本ガイドライン（試案）は、今後、全国各地での実践を通して、その有効性や課題等を検証しつつ、更に活用しやすいものとなるよう必要な改善を加えていきたいと考えています。

作成に当たっては、策定協力者の方々、本人用の資料提供者の方々、厚生労働省障害保健福祉部の関係官及び独立行政法人国立特殊教育総合研究所の研究メンバーの方々から多大な御協力を得ました。御協力くださった各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成 16 年 1 月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
上月正博

目次

第1部 概論（導入）

1. ガイドライン策定の趣旨
2. ガイドラインの構成と使い方
3. 特別支援教育とは
4. LD, ADHD, 高機能自閉症の定義と判断基準（試案）等
5. 特別支援教育の体制の整備

第2部 教育行政担当者用（都道府県・市町村教育委員会等）

1. 特別支援連携協議会の設置
2. 相談支援と情報提供
3. 研修と調査研究
4. 特別支援教育体制の整備状況の把握

第3部 学校用（小・中学校）

○校長用

1. 特別支援教育を視野に入れた学校経営
2. 校内委員会の設置
3. 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け
4. 校内の教職員の理解推進と専門性の向上
5. 保護者との連携の推進
6. 専門機関との連携の推進

○特別支援教育コーディネーター用

1. 校内の関係者や関係機関との連絡調整
2. 保護者に対する相談窓口
3. 担任への支援

4. 巡回相談や専門家チームとの連携
5. 校内委員会での推進役
6. 校内での連絡調整の例（様々な対応のヒントとして）

○教員用

1. 気付きと理解
2. 個別の指導計画の活用
3. 支援の実際（学級担任や教科担任としての配慮や支援）
4. 支援の実際（担任の配慮や支援を支える仕組み）
5. 保護者との連携
6. 通級指導教室及び特殊学級の担当者の役割

第4部 専門家用

○巡回相談員用

1. 巡回相談の目的と役割
2. 学校への支援
3. 専門家チームとの連携

○専門家チーム用

1. 専門家チームの目的と役割
2. LD, ADHD, 高機能自閉症の判断
3. 判断と助言のまとめ方

第5部 保護者・本人用

○保護者用

1. 子どもの理解と保護者的心構え
2. 家庭でできること
3. 学校との連携
4. 学校外の支援

○本人用

1. 自分のことを知るために

2. 学習面や行動面・生活面で気をつけること
3. サポートを受ける（その1）（お母さんやお父さん、友だちから）
4. サポートを受ける（その2）（学校の先生、学校以外の専門家から）

参考資料

資料1：LD,ADHD,高機能自閉症の判断基準（試案）、実態把握のための観点（試案）、指導方法

資料2：「特別支援教育推進体制モデル事業」の概要

資料3：特別支援教育コーディネーター養成研修について

～その役割、資質・技能、及び養成研修の内容例～

資料4：教育センターにおける研修プログラムの例

資料5：個別の指導計画の様式例（PDF：46KB）

資料6：専門家チーム報告書の作成例（PDF：43KB）

策定協力者及び資料提供者名簿

索引

（初等中等教育局特別支援教育課）

資料 4

2002年6月4日

スポーツ・青少年局学校健康教育課

薬物に対する意識等調査報告書

薬物に対する意識等調査報告書

平成14年3月

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

目 次

序章 調査概要

| | |
|-----------------------|---|
| <u>薬物に対する意識等調査の概要</u> | 1 |
|-----------------------|---|

第1章 児童生徒調査結果（単純集計）

| | |
|--------------------------------|-----|
| 1 <u>回答した児童生徒の状況</u> | 1 4 |
| 2 <u>集計結果</u> | 1 5 |
| <u>問1～問5 お酒についての質問</u> | 1 6 |
| <u>問6～問10 たばこについての質問</u> | 2 5 |
| <u>問11～問13 お酒、たばこについての共通質問</u> | 3 5 |
| <u>問14～問27 覚せい剤等の薬物についての質問</u> | 4 1 |

第2章 児童生徒調査集計（クロス集計） 1 0 4

| | |
|--|-------|
| 1 <u>「質問1 飲酒に対する関心」及び「質問6 喫煙に対する関心」と「質問16 薬物に対する印象」とのクロス集計</u> | 1 0 4 |
| 2 <u>「質問16 薬物に対する印象」と各設問とのクロス集計</u> | 1 1 5 |
| (1) 「質問18 薬物を使ったらどうなるか」とのクロス | 1 1 5 |
| (2) 「質問27 薬物使用に対する考え方」とのクロス | 1 1 9 |
| 3 <u>「質問18 薬物を使ったらどうなるか」と各設問とのクロス</u> | 1 2 5 |

集計

| | | |
|-------------------------------|-----------|-----|
| (1) 「質問27 薬物使用に対する考え方」とのクロス | · · · · · | 125 |
| 4 「質問20 薬物についての学習」と各設問とのクロス集計 | · · · · · | 131 |
| (1) 「質問18 薬物を使ったらどうなるか」とのクロス | · · · · · | 131 |
| (2) 「質問22 薬物を使った場合の影響」とのクロス | · · · · · | 135 |

第3章 指導状況調査結果

| | | |
|--------------------------------|-----------|-----|
| 1 <u>学校の概況</u> | · · · · · | 147 |
| (1) 所在地・地域区分 | · · · · · | 147 |
| (2) 学校規模（学級数総数） | · · · · · | 147 |
| (3) 学校規模（児童生徒総数） | · · · · · | 147 |
| (4) 学校規模（教員数） | · · · · · | 147 |
| (5) 学校規模（学年別学級数） | · · · · · | 148 |
| (6) 学校規模（学年別児童生徒数） | · · · · · | 148 |
| 2 <u>薬物乱用防止に関する指導実施状況</u> | · · · · · | 149 |
| (1) 平成11年度における指導実施の有無 | · · · · · | 149 |
| (2) 教科毎の指導時数 | · · · · · | 150 |
| (3) 指導中取り上げた薬物名 | · · · · · | 159 |
| (4) 指導中に使用した教材 | · · · · · | 168 |
| (5) 指導の協力者 | · · · · · | 177 |
| 3 <u>薬物乱用防止に関する平成11年度の指導状況</u> | · · · · · | 186 |
| (1) 平成11年度の薬物乱用防止教室の実施状況 | · · · · · | 186 |
| (2) 薬物乱用防止教室で依頼している講師の職種 | · · · · · | 187 |
| (3) 薬物乱用防止教室の実施形態 | · · · · · | 188 |
| 4 <u>薬物乱用防止に関する平成12年度の指導計画</u> | · · · · · | 189 |
| (1) 小学校 | · · · · · | 189 |
| (2) 中学校 | · · · · · | 192 |
| (3) 高等学校 | · · · · · | 195 |

| | |
|---|-------|
| <u>資料編 I</u> | 1 9 |
| | 8 |
| <u>資料編 (1) 児童生徒調査結果データ表（全国集計）</u> | 1 9 9 |
| <u>資料編 (2) 指導状況調査結果データ表（全国集計）</u> | 2 3 7 |
| <u>資料編□</u> | |
| <u>実施要項</u> | 2 6 2 |
| <u>実施上の留意点</u> | 2 6 3 |
| <u>調査票 (1) たばこ、お酒、薬物に対する意識調査票（小学生用）</u> | 2 6 8 |
| <u>喫煙、飲酒、薬物に対する意識調査（中・高校生用）</u> | |
| <u>調査票 (2) 薬物乱用防止に関する指導実施状況調査票</u> | 2 6 9 |
| <u>（小学校用、中学校用、高等学校用）</u> | |
| <u>資料編□</u> | 2 8 6 |
| <u>薬物に対する意識等調査の実施について</u> | 2 9 6 |
| <u>薬物に対する意識等調査研究協力者</u> | 2 9 7 |
| | 2 9 8 |

資料 5

2003年9月2日

スポーツ・青少年局学校健康教育課

薬物乱用防止教育の充実について（通知）

15文科ス第213号
平成15年9月2日

附属学校を置く各国立大学長

各国公私立高等専門学校校長

国立久里浜養護学校長 殿

各都道府県知事

各都道府県教育委員会教育長

文部科学省スポーツ・青少年局長
田中壮一郎

薬物乱用防止教育の充実について（通知）

児童生徒の薬物乱用防止に関する取り組みについては、「児童生徒の覚せい剤等の薬物乱用防止について」（平成10年6月5日付け文体学第290号）において、薬物乱用防止五か年戦略（平成10年5月26日薬物乱用対策推進本部決定。以下「旧戦略」という。）を踏まえ、青少年の覚せい剤等の薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図るようお願いしているところであります。

このたび、薬物乱用対策推進本部では、第三次覚せい剤乱用期の一刻も早い終息に向けて、別添のとおり「薬物乱用防止新五か年戦略」（以下「新戦略」という。）を決定しました。

新戦略においては、旧戦略に基づく施策の結果、児童生徒の薬物乱用に一定の歯止めがかかるていると認められるものの、青少年、特に中学生及び高校生の覚せい剤事犯検挙者は引き続き高い水準にあるなど、依然として厳しい情勢にあるという認識を示しております。

こうした状況を踏まえ、新戦略においては、中学生及び高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するなど、青少年による薬物乱用の根絶を目指すことを目標の一つに掲げ、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することを求めております。

については、貴職におかれでは、このたびの「薬物乱用防止新五か年戦略」を踏まえつつ下記事項に留意するとともに、管下の市区町村教育委員会、学校等の関係機関に対して本内

容の周知を図り、青少年の薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図られますようお願いいたします。

記

- 1 学校においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること。
- 2 すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図ること。
- 3 地方公共団体においては、児童生徒に正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等を、適宜作成・配布するよう努めること。
- 4 地方公共団体においては、国、地方公共団体等において作成・配付した教材等の活用の促進を図るための周知に努めるとともに、教材等の使用について関係機関との連携の充実を図ること。
- 5 効果的な実践のための指導の充実を図るため、教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する効果的な研修の機会の拡充を図ること。
- 6 児童生徒等の薬物等の認識の定着、薬物乱用の実態等について定期的に調査分析を実施すること。
- 7 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等、学校関係者等との連携を一層強化すること。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 03-5253-4111 (代表)
学校保健係 (内線 2918)

(参考)

- ・[薬物乱用防止新五か年戦略のポイント](#) (PDF : 64KB)
- ・[薬物乱用の防止について](#) (PDF : 227KB)

資料 6

2003年12月1日

(スポーツ・青少年局学校健康教育課)

実践事例集 心の健康と生活習慣に関する指導

実践事例集 心の健康と生活習慣に関する指導

平成15年3月
文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課

目次

- まえがき (PDF : 290KB)
児童生徒の心の健康と生活習慣に関する調査協力者会議名簿 (PDF : 197KB)
はじめに (PDF : 770KB)
- 第Ⅰ章 今なぜ「心の健康と生活習慣に関する指導」なのか
1. 心の健康状態と生活習慣との関連性のとらえ方は (PDF : 1,112KB)
 2. 心の健康状態と生活習慣との関連実態調査から分かったこと (PDF : 3,256KB)
 3. 心の健康状態と生活習慣との関連の課題は何か (PDF : 1,091KB)
- 第Ⅱ章 心の健康状態と生活習慣に関する指導の機会と内容は
1. 心の健康状態と生活習慣に関する指導の機会と内容 (PDF : 616KB)